

互助会NEWS【12月号】

令和5年12月12日
一般財団法人青森県教職員互助会

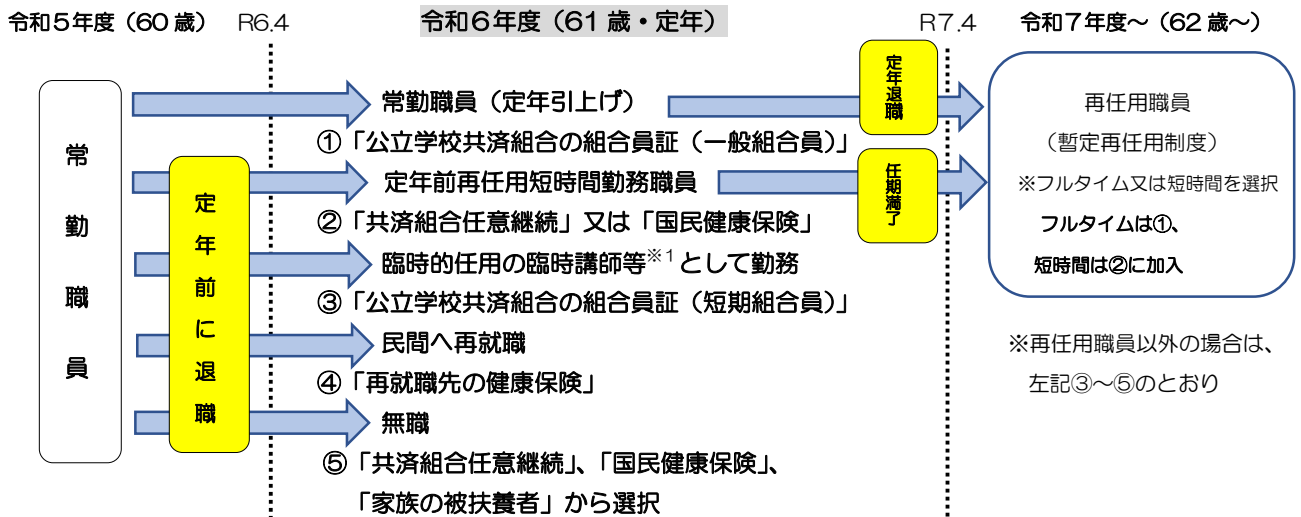
今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和5年12月15日（金）**です。
互助会からの給付は、「給付金送金明細書」でお知らせしています。なお、5月から、すべての会員のみなさまについてハガキの「給付金送金明細書」に変更となりました。
また、「互助会NEWS」は、互助会HPにもアップしています。（バックナンバーを含む。）

◎令和5年度末に退職される会員の方へ ～健康保険証と互助会の加入について～

令和5年度末に退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）し、**公立学校共済組合青森支部の資格を喪失する場合は、当互助会は退会**となります。これは、互助会の加入資格が、「公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員」となっているためです。

互助会は、特に退会手続きは必要ありませんが、「定年引上げ」という制度改正があることから、**令和6年度の健康保健証と互助会の加入について**、下記のとおりまとめましたので、**今年度60歳の方は**、ご自分がどれに該当するのか、確認してみましょう。

【今年度60歳の方に係る令和6年度の健康保険証の例】



※①～⑤は、あくまでも一例です。ご不明な点は、公立学校共済組合青森支部へお問い合わせください。

【互助会の加入について（令和6年度）】

パターン①	引き続き加入の取り扱いとなります。（手続きは不要。）
パターン②	退会となります。（手続きは不要。）
パターン③	引き続き加入の取り扱いとなります。ただし、貸付事業が対象外となるため「加入確認書」の提出が必要。
パターン④、⑤	退会となります。（手続きは不要。）

パターン③の場合のみ「加入確認書」（後日、所属あて通知に同封）の提出が必要です。
ただし、すでにフルタイムの再任用職員・臨時講師等として勤務している方は提出不要です。
ご自分の互助会加入の有無は、給与明細書「互助掛金」欄で確認できます。

臨時講師等^{※1} → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、臨時学校栄養職員、
臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご回覧ください

◎令和5年度末に退職される会員の方へ ～在職中の給付等について～

(1) 在職中の給付・貸付について

①「医療費補助金」・「入院見舞金」について

在職中（令和6年3月診療分まで）の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、診療月の3カ月後に個人口座へ自動給付されます。

②「退職慰労金」について

10年以上在会して退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）により退会したとき、在会年数に応じた「退職慰労金」が、5月中旬に個人口座へ自動給付されます。

③「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金があり、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

また、他共済組合へ転出する場合は、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

①～③ともに、**手続きは不要**ですが、①、②を給付するため、

届出済の個人口座は、令和6年7月末頃まで解約しないでください。

(2) 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください